

AJU

コンビニハウス

会報

編集/コンビニの会事務局  
連絡先/〒452-0807 名古屋市西区歌里町147番地  
TEL/FAX(052)505-6082(コンビニハウス)

障害をもつ人たちの地域生活を支援する

特定非営利活動法人  
コンビニの会

定価/150円

昭和54年8月1日第三種郵便物承認

第171号



名古屋市東区の寺で 2009年11月撮影

## 落ち葉踏みの楽しさ

フリー編集者 佐宗 圭子

気がつくといつの間にか紅葉の季節。気温も湿度も心地よく、紅葉狩りに出かけたくなるが、紅葉の名所は人出が多く、車の渋滞など、さまざまな理由でよほど決意しないと行くことができない。結局、毎年近所を散歩しながら身近なところで紅葉を楽しんでいる。

写真は、近所の寺の庭に、桜と紅葉の葉が落ちたところ。小さなお寺だが桜ともみじが数本ある。木が赤く染まる時期は狭いながらに見事な色を見せてくれるのだが、落ち葉の頃がまたよい。特に、桜の落ち葉は大きさもいろいろ、表情が豊かで一枚一枚見惚れてしまう。黄色っぽいもの、深い赤、ポツポツ模様もまた個性があつて美しい。また、元気な緑色と可愛らしい形で群生するスギゴケとの対比が見られるのも楽しい。

落ち葉はしばらくするとカリカリ、パリパリに乾燥して枯れる。この枯れた落ち葉を踏むのが「わたしのお気に入り」行事である。狙い目は街路の脇や掃き掃除をあまりこまめに行わない公園。

(次ページ)

降り積もった落ち葉を足で踏みながら歩くと、カサカサと乾いた音と何ともいい香りが立つ。例えば桜の枯れ葉からは少し甘いような香りがするが、クマリンとい香り成分によるものらしい。クマリンは桜の青い葉からは香らないけれど、塩漬けにすると立つてくる、そう！ 桜餅の香りである。塩漬けや枯れることにより細胞内で化学変化を起こしてクマリンが生成されるのだとか。枯れ葉の時期にもう一度、春に食した桜餅を思い出すのも一年の振り返りとして現れるようで樂しい。

他にも桂の落ち葉がマルトールという成分によりキヤラメルのように甘く香るのが有名らしい。桂の落ち葉はその辺には滅多にないが、他の樹木にもこの成分は多少含まれているそうだ。身近な落ち葉でも、成分はわからないけれど、何から自然に焙煎されたような香り。目と耳と鼻と全身で楽しめて、しかもゼロ円なのでおすすめだ。



名古屋市東区で 2020 年 11 月撮影

歩道の隅にたまつた落ち葉があれば、ぜひ歩いてみよう！

### 雑記 ごまめの歯ぎしり

懐古主義者ではないけれど降る雪や明治は遠くなりにけり。昭和時代に活躍した俳人、中村草田男の句だ。ある雪の日、母校の小学校を久しぶりに訪れた際、オーバーを着た子どもたちが校庭で遊んでいた姿を見て、「自分が子どもの頃は、着物に下駄履きだったなあ」と時代の隔たりを詠んだ。子どもたちの服が和装から洋装へと変わった時代の変化を読み取ることが出来る。

時の流れは、文化や風習、生活様式だけでなく、価値観までも一変させてしまう。その流れに、文化・芸能の世界もあらがえない。名作の中には、現代では通用せず、人々の共感を得られなくなっているものもある。

「忠臣蔵」は代表例の一つだろう。昭和の頃までは、赤穂浪士が討ち入った十二月近くになるとテレビで映画やドラマをよく放映し、風物詩の一つだったが、最近ではほとんど見かけない。「敵討ち」「主君への忠義」といった価値観が現代にそぐわなくなつたうえ、暴力によつて報復する行為自体が受け入れられなくなつてゐるからだと思われる。

ただ、講談に「赤穂義士伝銘々伝 神崎与五郎の詫び証文」という演目がある。赤穂浪士の神崎与五郎が討ち入りのために江戸へ向かう途中、言いがかりを付けてきた酔っ払いの男に土下座し、詫び証文まで書くという話だ。大望（討ち入り）を控え、ぐつと我慢する与五郎の姿には胸を打たれる。今でも通用するのではないかと思うが、どうだろうか。

私自身、懐古主義者だと思っていなないが、この時期に忠臣蔵を見たいと思うのは、私だけではないはず。「昭和は遠くなりにけり」と感じる今日この頃だ。

うすれば安心して暮らすことができるのでしょうか。

評議員をお願いしている聖隸クリストフ

地域で安心して暮らすために

アーハウス准教授の佐々木正和先生に精神科

人権が守られる支援

病院で起こった虐待や人権侵害の事例から  
地域移行への考察をまとめていただきまし  
た。学生時代にコンビニハウスでボランティ

アをしていた経験から人権を尊重する意味  
について考察しておられます。

### 「グループホーム」「恵」

#### 不正問題を経て

私は、障害をもつ人たちの地域生活  
(グループホーム・一人暮らし)を支援する  
ことを長年にわたり進めてきました。活動  
を始めた頃から大規模入所施設は個人の自  
由がなく虐待の温床にもなりやすいからよ  
くないと考えてきました。前号で紹介した通  
り、強度行動障害の人にとっては安全な暮ら  
しの場になっています。今回の問題の発覚に  
よって虐待はどの場でも起こり得るのだ  
ということに気づかされました。いったいど

### (1) 精神科病院の人権侵害の経験

近年、全国各地の精神科病院で入院患者への虐待事件が頻発しています。虐待は犯罪であり、絶対に許されざることです。なぜ医療機関でこんな人権侵害が繰り返されるのでしょうか。

虐待の起こる場では人権が常態的に侵害  
されています。人権は決して難しいことでは  
なく、もし支援している私と支援されている  
あなたが逆の立場だったら我慢できます  
か?ちょっとした違和感、あれ?を共有する  
ことで守られることができます。

1990年代初頭、大学生だった私は精神  
科病院Aの閉鎖病棟で看護助手のアルバイトをしていました。精神科病院Aでは、約400人が入院し、多くが長期入院となっていました。リハビリテーションもほとんどなく、患者の隔離管理が徹底された運営がなされていました。そこでは、懲罰的な隔離・拘束も横行していました。そして、挙句の果てに

### 人権を守るためにについて

聖隸クリストフアーハウス

佐々木 正和

(コンビニの会 理事 宮川 優子)

は、一部の看護師による患者への暴力、暴言、

投薬ミスの隠蔽がありました。患者は、医療

職に怯えながら入院していたのです。

そんな荒廃した病棟の中でも問題意識を持つている看護師が数人いることが分かります。その存在に勇気づけられ、私は、暴力に関する証拠をもつて副院長に現状を訴えました。もし自分の訴えが聞き入れないようなら、保健所や警察に通報する旨も同時に伝えました。訴えに行つた時、副院長に聞き入れてもらえないことも想像していましたが、

次の日に暴力をふるう男性の看護師2名が解雇されました。また、看護職員による暴力、

暴言の再発防止を約束されました。

訴えた後も、筆者は最後まで病院の改革も見届けようという思いから、その後も3か月間、その病院に勤務していました。その後、暴力や暴言がなくなった病棟はだんだんと落ち着いてきました。落ち着いたのを見計らって、筆者はその病院をやめることにしました。

筆者がアルバイトをやめる日、病棟内の患者さんにご挨拶に回つた時のこと。40代の

## (2) ハンビーハウス

### (エゼル福祉会)での経験

前段の精神科病院の経験から、医療や福祉で先進的な活動を学びたいと考えています。そんな折、レス・パイントサービスを準備していたコンビニハウス（エゼル福祉会）に連絡しました。どこで聞きつけたのかはわかりませんが、看護師2名が解雇されたことを知つておられました。その時、そんなふうに話すBさんの感謝の気持ちをうれしく思う反面、

もつと早く訴えることができなかつたのかと後悔しました。その日から遡ること4か月ほど前に、Bさん自身が解雇された看護師の一人からひどい暴力の被害にあつたことを知つていたからです。専門職に対し、どれほどの恐怖を感じていたかを想像するといつたま再々なりました。私は恐怖や自分の将来を考えだまつてゐる場合ではなかつたのだ。もつと早く行動すべきだったのだ。

市江さんや大川さんのもと、障がい当事者の視点について学びました。対象の障がいのある方が何を望んでいるか、介助を受ける時にどんな不安をもつか、体を支えられている時に体のどこに痛みを感じるか等、丁寧な介助や支援方法について学びました。エゼル福祉会の実践は、前段の精神科病院と比べると格段に丁寧な支援が行われていました。その取り組みはまさしく人権擁護がなされていました。

じています。

### (3) 長期入院者の地域移行を 支えた支援の経験

大学卒業後、筆者は精神科クリニックや援護寮・生活支援センターを運営する法人に勤務しました。その施設では、当時の精神保健福祉の先進地をモデルにして精神障がい者があたりまえに地域生活できる支援をはじめていました。私は、かつては精神科病院Aがやつていた隔離・管理の中心の医療とはすべて正反対のことを実践しようと肝に銘じていました。あれから20年以上たち、多くの長期入院してきた精神障害者がアパートやグループホームで、様々な福祉サービスを受けながら地域生活が実現できています。就労継続支援事業所もでき、また就労開拓も進み、50カ所以上の精神障害に理解のある職場が確保され、精神障がいのある方が一般の企業や農家や商店等で働いています。

### (4) 人権について

18世紀末につくられたアメリカ合衆国の独立宣言や憲法、フランスの「人と市民の権

利の宣言」(フランス人権宣言)などにその考えが盛り込まれました。ただし、この「人権」は、支配された植民地の人びとや、人種の異なる人びと、奴隸などは含まれない。同時に女性や子どもも成人男性と同じ人権を持つているとは想定されていない。この時点では人権とは限定的な人だけが享受できるものでした(金子・2019)。

日本国憲法第11条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の國民に与へられる。」とする。そして、2006年に成立した障害者権利条約(日本政

府公定約)の14条1項(b)では「不法には恣意的に自由を奪われないこと、いかなる

自由の剥奪も法律に従つて行われること及びかかる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないこと。」と

私は、精神科病院には、患者の精神症状悪化の場合、緊急で患者を守り、一時的に静養させる支援を行うという役割があると思いますが、しかし、それ以上の役割や能力が精神科病院にはないと考えています。短期入院であっても、本人のフェルトニーズ(本来感じているニーズ)を無視し、行動を制限する

の精神保健福祉法では、精神科病院における人権侵害の状態を認めていて、精神科病院では合法的に人権侵害行為が常態化しているといえます。

ことは人権侵害です。例えばイタリアでは、一部の総合病院への緊急入院等の短期入院以外の精神科病院の入院はほぼ廃止されています。日本のような長期入院の課題は解消されてきています。

## (5) まとめ「人権」を守るために

### ソーシャルアクション

「陳腐な悪」という言葉があります。ユダヤ人の哲学者のハンナ・アーレントがナチスの戦犯であるカール・アードルフ・アイヒマンを定義した言葉です。ユダヤ人の大量虐殺を指示した戦犯であるはずのアイヒマンは、極悪非道の悪ではなく、「よく陳腐（凡庸、普通…以下「普通」と表記します。）の人間であつた」と定義しています。自らが思考せず、ナチスの当時の法を順守し上司の命令通りに職務を遂行しただけで自分には罪がないと信じている人間であるとしています。そして、その普通さは、逆説的に言えば、どこにでもいる思考しない普通の人間の中に悪が存在する可能性があるということなのです。

これを聞いた時、自分と反対の位置にいるはずと確信していたアイヒマンが、私自身の普通さとつながっているのではと背筋が凍る思いがしました。そして、精神科病院で専門職が無自覚に人権侵害を行い、自分は職業人として普通だと信じていること、また国民全体がこの問題に対して無自覚になっているかも知れないことの空恐ろしさを感じました。

冒頭から、精神科病院の中で精神障がい者の人権は制限された状態であると説明していました。日本では様々な分野で人権擁護が拡充をしてきたにも関わらず、精神科病院のように一部が制限された状態であることは人が守られた状態とは言えず、人権が侵害され続けている状態です。世の常で、一部の対象者が制限されている人権は、易々と他の人々の「人権」を崩壊させてしまう危険性を残します。この崩壊の余波はすべての人々に及ぶことになるおそれを感じています。

私は精神医療国家賠償請求訴訟研究会という会に所属しています。日本の精神科病院における強制入院、長期間の身体拘束、長期入院等がうまれる政策を続けてきた国の不作為に対して国家賠償請求訴訟を起こした会です。現在、全国に会員が広がり、長期入院や虐待を受けた経験のある方の相談にものっています。そこでは、想像を絶する内容の精神科病院での人権侵害の相談が寄せられています。日本は本当に法治国家であったのかと疑うレベルです。われわれは、思考を継続すること自身の「普通な悪」を自覚し



# 福祉マンション『さんび』

## 寄附金ご報告

### 寄附金内訳

・保護者	<b>9,480,000円</b>
・職員・役員	<b>1,544,000円</b>
・一般	<b>1,655,000円</b>

**合計** **12,679,000円**

10月30日付

たくさんの方にご寄附を頂き、目標額を上回りました。

目標額を上回ったお金は、地域サロンの整備に当てさせて頂きます。

地域サロンの日常は、入居者の集会所として使い、  
土日には週末カフェとして地域に開放したいと思います。

障害のある人たちが孤立せずに、  
地域の一員として生きていけるように力を尽くします。

エゼル福祉社会 理事長 大川美知子

ありが  
とう  
ござい  
ました

楽しいことをしてみよう……という」とで、

ころなのです。

今回は少し季節外れではありますが、「流しそうめん大会」をやることになりました。

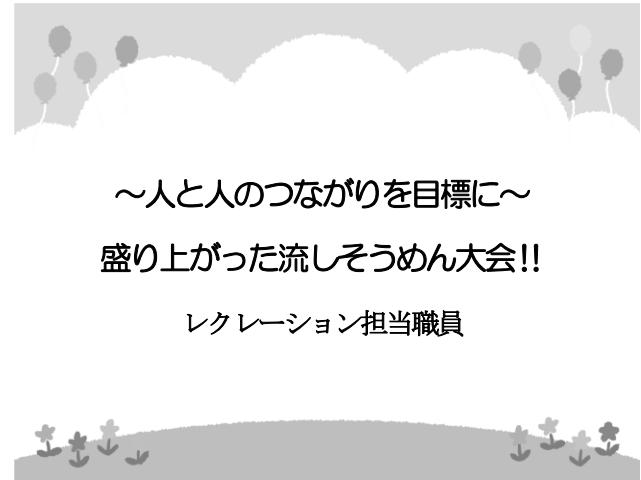
そうめんを流す人、タイミングを合わせて

すくいあげる人たち、参加者30名が息をあ

わせて一つのテーマに取り組むこの試みは、

企画としてはまづまづの成功で楽しいレク

レーションとなりました。



## ～人と人のつながりを目標に～

### 盛り上がった流しそうめん大会!!

レクレーション担当職員

「障害のある人も地域社会の一員として存在して行く」これは、エゼル福祉会の理念でもあります、国が指示する障害福祉政策

の方向性でもあります。ただ、この目標をどうにして形にして行くのか・・・?と言

うことが私たち職員にとっては苦心のしじ

暮らしの支援を目標に活動しているエゼル福祉会「生活支援部」では、最近、レクレーション活動に力を注いでいます。

日々の暮らしの支援（介助）は入浴支援や食事介助が中心なので、大勢で盛り上がる

月に及びそくな気配です。

12月25日には、北区役所の講堂で150

(9)

名が参加するクリスマス会を余暇支援企画

として準備を進めています。

障害のある仲間たちがバンドの演奏に合わせて踊り、抽選会にワクワクするクリスマスのイベントにも多くのボランティアさんが関わって下さることを期待しています。



流しそうめん♪



スイカ割り～えいっ！

かき氷のシロップどれにしよう





## 《活動状況》

### 9月

- 4日 W I L L 実践指導
- 6日 名古屋生活支援事業者連絡会会議  
(渥美)
- 7日 音楽サロン開催  
(ピアノ&声楽 小川真理 & 兼子いのり)
- 9日 連絡調整会議
- 11日 動作法研修  
愛知淑徳大学 二宮先生
- 13日 スーパービジョン研修(大西)
- 17日 クリスマス会会議
- 19日 社協 強度行動障害研修(遠藤)
- 20日 喀痰吸引研修 (岩下)
- 21日 ケースワーク会議
- 25日 動作法研修  
愛知淑徳大学 二宮先生
- 25日 W I L L 実践指導
- 26日 親の会
- 30日 会報発送



### 10月

- 2日 会報会議
- 5日 音楽サロン開催  
(ヴォーカル&ジャズピアノ  
牛嶋とし子 & 風呂矢早織)
- 6日 W I L L ゆめや 栄イベント販売
- 7日 連絡調整会議
- 11日 名古屋生活支援事業者連絡会会議  
(渥美)
- 16日 祝日開所・W I L L 日帰り旅行
- 17日 暮らしの場交流会 (木村)
- 17日 W I L L 実践指導
- 20日 動作法研修  
愛知淑徳大学 二宮先生
- 21日 クリスマス会会議
- 23日 NHK名古屋放送局 グループホームへ  
取材 障害のある方の選挙について
- 24日 同朋大学訪問 (篠田)
- 24日 事業者等講習会集団指導
- 24日 親の会
- 28日 W I L L 防災訓練
- 29日 喀痰吸引研修 (岩下)
- 30日 インフルエンザ予防接種

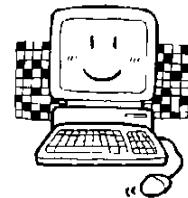


## 事務局コーナー



## 「ご協力ありがとうございました」

9月～10月（敬称略・順不同）

**★ ご寄付いただいた方々**

(NPO 法人コンビニの会)

※会報購読料1万円以上お振込みの方

高野博明 神谷佳広

伊藤祥子 村上美智子

劇団YUZ 岸本登志美

**★ 活動にご協力いただいた方々**

(コンビニハウス)

石原正寅 達本道子 寺西 剛

石原まち 鈴木千春 我妻勇男

田村淳仁 山本 武 東原光江

後藤 楓 佐藤晴紀 桐澤 潮

鈴木悠太 小林愛恵 重松歩月

林 京香 北出麻衣 早川あい

梶田里奈 渡部陽妃 村瀬万帆

白木佑叡 榊原つぐみ 玉那覇詠洸

杉浦小柳 青島優津樹 井戸田紗優

酒井まみ子 長谷川美緒

**★ 物品寄付をいただいた方々**

(コンビニハウス)

堀部房子 井上祐子

(VOLO)

久保昂太朗 鈴木丈登

塩澤しのか 高嶋一臣

**★ 会報発送ボランティア**

半田素子 吉田嘉子 丹羽正子

佐藤美紀子 藤田ますえ 高田よし子

渡辺世津子 山田喜代子 野村加余子



## ～ 障害のある方の選挙について ～

2024年10月27日に衆議院選挙が行われ、パルレハウス（グループホーム）の利用者さんも投票に行きました。

投票に行く前にどの候補者がどのような政策や考え方を持っているか職員が利用者さんに分かりやすく説明をします。

自分の暮らしが良くなるにはどの候補者に1票を入れようか・・・職員の支援を受けながら投票の準備をしています。NHK名古屋放送局が取材し、その様子を2024年10月24日のお昼のニュースで放送されました。

こちらから放送内容が確認できます →



### 【銀行口座】

三菱UFJ銀行 小田井支店 店番238（普）口座番号1440108  
特定非営利活動法人 コンビニの会

### 【郵便振替口座】番号 00800-2-35190 コンビニの会

ご意見・ご質問・お問い合わせは下記までお寄せください。  
障害のある人たちの地域生活を支援する

特定非営利活動法人

**コンビニの会**  
理事 宮川 優子

〒452-0807 名古屋市西区歌里町147番地

**コンビニハウス** Tel (052) 502-7731

Fax (052) 505-6082  
URL <https://ezeru.or.jp/>  
E-mail [convini@ezeru.or.jp](mailto:convini@ezeru.or.jp)

